**平成２５年（フ）第２３６０号**
東京都品川区勝島１丁目４番11号
破産者　株式会社ファクト
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１９９４号**
札幌市厚別区厚別西1063番地129
破産者　株式会社北明機械
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第８４３号**
埼玉県飯能市南町８番地の15
破産者　株式会社北富士礦業
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第１７８号**
埼玉県川越市大字笠幡2368番地２
破産者　鳴田　賢一
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第２１１号**
埼玉県ふじみ野市亀久保４丁目９番16号
破産者　株式会社ＫＡＳＡ・コーポレーション
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第２４９号**
埼玉県富士見市諏訪２丁目11番18号
破産者　有限会社関東冷熱工業所
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第７７号**
千葉県白井市根659番地の８
破産者　谷　　明子
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２５年（フ）第４６７号**
東京都日野市旭が丘５丁目５番地の３パークサイドテラスＥ
破産者　杉田メリッサ　ガルシア
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第４８０号**
東京都八王子市楢原町1809番地３
破産者　望月　裕美
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第２４５号**
静岡市駿河区国吉田６丁目９番２号
破産者　有限会社アイジェンヌ
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１１号**
静岡県菊川市川上568番地、商業登記簿上の本店所在地静岡県牧之原市細江1299番地２
破産者　株式会社たわん
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２５年（フ）第１０３５号**
名古屋市守山区幸心１丁目920番地シャトー幸心305
破産者　株式会社Ｇ．Ｐ．Ｓ
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１４４９号**
京都市伏見区醍醐新町裏町４番地３、商業登記簿上の本店所在地京都府久世郡久御山町佐古外屋敷181番地
破産者　京都宝交通株式会社
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１１１７号**
広島市南区大州３丁目９―16
破産者　緑泉株式会社
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６１号**
青森県弘前市大字紺屋町27番地
破産者　有限会社久保田印刷
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２５年（フ）第４０６号**
横浜市都筑区仲町台１―28―10　コンフォート仲町台101、商業登記簿上の本店所在地横浜市南区八幡町15番地２
破産者　有限会社ドラッグ・チャオ
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第８６０号**
横浜市中区元浜町３丁目21番２号ヘリオス関内ビル４Ｆ
破産者　株式会社エイチプロダクト
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第８６１号**
横浜市中区元浜町３丁目21番２号　ヘリオス関内ビル
破産者　株式会社ラングエッジスター
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第８６２号**
横浜市中区元浜町３―21―２ヘリオス関内ビル
破産者　株式会社ホリデーカーズジャパン
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第９０６号**
神奈川県大和市福田２丁目14番地２
破産者　株式会社浜乃屋
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第９４８号**
横浜市鶴見区下末吉６丁目17番28号
破産者　有限会社高橋保温工業
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１５３号**
金沢市新保本１丁目313番地
破産者　有限会社らーめん全日本グループ
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所